

2003年4月11日

「個人情報保護法案」の国会審議にあたって 抜本的な見直しを求める！

社団法人 日本書籍出版協会
理事長 朝倉邦造

4月8日の衆議院本会議において、「個人情報保護法案」の趣旨説明が行なわれ、個人情報保護に関する議案が衆議院特別委員会で審議されることになった。

個人情報の使用は、DM等の商業的使用と、雑誌・書籍等出版物の取材・表現過程で必要とされる非商業的使用とに分けて考えなければならない。憲法第二十一条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とうたっているが、政府の修正法案では出版物の個人情報の非商業的使用が制限され、憲法が保障する「言論・出版、表現の自由」が担保されていない。また、新法案は報道・著述などの五分野を適用除外としているが、言論・表現活動としての出版を報道・著述目的のみに矮小化するのは、政府与党の恣意的な判断であり、憲法違反と言わざるをえない。

この衆議院本会議において、小泉総理大臣は「一般に出版社が行なう出版事業は、報道に限らず広範な分野を含むところから、報道の典型例として例示しなかった。出版社の行なう業務については、報道に加え著述も適用除外となっていることから、表現の自由との関連で特別の配慮が必要なものはすべて適用除外とされている」と答弁している。

しかし、言論・学術研究・表現等の成果を公表・伝達する出版社が第五十条の適用除外に明記されていない限り、「特別の配慮」が必要な分野にされているとは考えられない。

出版の自由を制約することは、社会の精神的活力を奪うことである。日本書籍出版協会は出版社を適用除外として明記することを再度求めるものである。

なお、われわれは出版に携わる者として、「個人情報保護」の重要性については十分認識し、社会の変化に対応して、自主的な対処を行なう意志を明らかにしておきたい。

以上